

公告第 2 2 号

次のとおり一般競争入札を執行する。

令和 8 年 7 月 8 日

猪苗代町長 二 瓶 盛



第 1 一般競争入札に付する事項

- 1 件名 町有財産の売却
- 2 売払物件 下表のとおり

その他詳細については、別紙「物件調書」のとおり

|        |                                                                                                                                               |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 物件番号   | 2                                                                                                                                             |
| 所在地    | 猪苗代町字芦原 1 3 番 1、1 4 番 1、1 5 番 1                                                                                                               |
| 地目     | 原野（現況：宅地）                                                                                                                                     |
| 地積     | 計 1, 7 6 4. 0 0 m <sup>2</sup><br>(字芦原 13 番 1 : 689.00 m <sup>2</sup> , 同 14 番 1 : 711.00 m <sup>2</sup> , 同 15 番 1 : 364.00 m <sup>2</sup> ) |
| 計画都市区分 | 非線引き都市計画区域                                                                                                                                    |
| 用途地域   | 第一種住居地域                                                                                                                                       |
| 建蔽率    | 6 0 %                                                                                                                                         |
| 容積率    | 2 0 0 %                                                                                                                                       |
| 最低売払価格 | 2 7, 7 0 3, 9 6 8 円                                                                                                                           |

3 売払条件

- (1) 落札者は売払物件を、第 15 に掲げる用に供してはならない。
- (2) 売払物件は現況有姿での引渡しとする。現況と物件調書の数量等が符合しない場合でも、現況を優先するものとし、落札者はこれを理由に契約を拒むことはできないものとする。また、敷地内にゴミ、樹木、草木等が存在する場合の撤去及び処分等は落札者が自らの負担で実施すること。
- (3) 売払物件は現況有姿での引渡しとなるため、必ず事前に現地の確認を行うとともに、法令等に基づく規制や諸条件について関係機関に対する調査を行うこと。
- (4) 売払物件におけるその他の条件は、物件調書の記載を参照すること。

第 2 入札参加者の資格

本入札に参加することができる者の資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する職員に該当しない者であること。
- 3 町税等を滞納している者でないこと。
- 4 前 3 項に掲げるもののほか、売却う不動産の性質等に応じ、町長が特に必要と認める要件を満たしている者であること。

### 第 3 現地の確認

現地説明会等を行わないものとする。入札参加者は事前に物件調書の案内図等により、現地を確認すること。（ご不明な点がございましたらお問合せください。）

なお、現地確認にあたっては、周辺住民等の迷惑にならないようにすること。

### 第 4 入札参加の申込

- 1 入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。）は、次項第 1 号に掲げる必要書類を町長に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに必要書類を提出しない者又は入札参加資格を有しないと認められた者は入札に参加することができない。

#### 2 入札参加の受付

##### (1) 必要書類

- ア 普通財産売却一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）（以下「入札参加申請書」という。）
- イ 住民票抄本（個人）／履歴事項全部証明書（法人）
- ウ 誓約書（様式第 2 号）
- エ 印鑑登録証明書（個人）／印鑑証明書（法人）又はその写し
- オ 市区町村発行の納税証明書又はその写し（直近 1 年分）
- カ 委任状（様式第 3 号） ※委任先がある場合のみ

##### (2) 参加申請受付

- ア 期間 令和 8 年 7 月 8 日（水）から令和 8 年 8 月 21 日（金）まで
- イ 時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜、日曜及び祝日を除く）
- エ 方法 持参・郵送（締切日必着）

##### (3) 参加申込み先（問い合わせ先）

- ア 住 所 〒969-3123 福島県耶麻郡猪苗代町字城南 100 番地
- イ 申 込 先 猪苗代町役場 企画財務課 財務係
- ウ 電話番号 0242-62-2112（直通）

#### 3 入札参加申請書写しの交付

受付手続き終了後、入札参加申請書に受付印を押印した写しを交付するため、入札参加者は、入札日まで大切に保管すること。

## 第5 入札の辞退

- 1 入札前に入札を辞退する場合は、令和8年8月25日（火）午後5時15分までに企画財務課へ辞退届を提出すること。
- 2 入札執行中において入札を辞退する場合は、入札執行者に辞退の旨を明記した入札書を提出するか、口頭により辞退する旨を申し出ること。
- 3 入札を無断で辞退することのないよう十分留意すること。

## 第6 入札及び開札場所等

- 1 場所 猪苗代町役場3階 正庁A
- 2 日時 令和8年8月26日（水） 午後1時45分～
- 3 持参物
  - (1) 入札参加申請書（受付印を押印したもの）の写し
  - (2) 身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）
  - (3) 入札書（封書にて）
  - (4) 入札保証金を納入した領収証書の写し（入札書に同封する）

## 第7 入札保証金の納付

入札参加者は、入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）を、「入札保証金納入通知書発行依頼書」に記載した希望額をもとに町が発行する納入通知書により、入札当日の入札前までに納付すること。

## 第8 入札の方法等

- 1 受付  
入札参加申請書（受付印を押印したもの）の写し及び身分証明書を確認します。
- 2 入札  
入札者は、「入札書」に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、入札保証金の納入した領収証書の写しを同封し、入札執行者に提出すること。
  - (1) 各自の見積金額は、入札書に右詰めで物件の価額を算用数字で表示し、最初の数字の前には「¥」を記入すること。
  - (2) 入札者は、その事由のいかんにかかわらず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
  - (3) 入札書は、入札者の住所、氏名（法人にあつては商号名称及び代表者名）を記入のうえ、必ず印鑑登録証明書又は印鑑証明書に登録された印鑑（委任状の受任者に

あつては委任状に押印された受任者の印鑑）を押印すること。

#### 第9 落札者の決定等

- 1 開札は、入札者立会いのもとで行う。
- 2 落札者は、最低売払価格以上の最高価格をもって入札した者とする。
- 3 落札者となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合は、くじ引きによって落札者を決定するものとする。なお、くじを辞退することはできない。
- 4 落札者には、入札終了後、直ちに契約手続きの説明を行います。

#### 第10 入札の無効

この公告に示した入札参加者に必要な資格の無い者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに次の各号に掲げる入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- 1 入札に参加する資格がない者のした入札
- 2 入札参加申請書を提出していない者が行った入札
- 3 1人で一度に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
- 4 入札書に記載した金額を訂正している入札
- 5 入札金額の100分の5に満たない額の入札保証金を納付した者が行った入札
- 6 入札書の内容、氏名（法人にあつては商号名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が識別しがたいもの
- 7 本書又は入札説明書事項に違反した入札
- 8 入札に関し、町の担当者の指示に従わなかった者の入札
- 9 郵送等による入札
- 10 所定の入札書によらない入札
- 11 入札参加申請書と異なる印鑑を押印した入札
- 12 その他入札条件に違反した入札

#### 第11 契約保証金の納付

- 1 落札者は、土地売買契約（以下「売買契約」という。）締結と同時又はその直前までに、契約保証金として契約金額（落札金額）の100分の10以上（円未満切上げ）を納付すること。
- 2 入札保証金を契約保証金に充当した場合に、入札保証金の額が契約保証金の額に満たないときは、その差額を納付すること。
- 3 契約保証金は、売払代金から契約保証金を除く金額を契約締結の日から起算して30日以内に完納したときに、売払代金の全部又は一部に充当します。
- 4 売払代金が即納されるときは、猪苗代町財務規則第98条第1項第12号に基づき免

除とする。

#### 第12 入札保証金の返還等

- 1 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札者が決定した後に、「入札保証金還付請求書」の提出を受けて返還する。
- 2 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の全部又は一部に充当する。
- 3 落札者が契約の締結に応じない場合は、落札についてはその効力を失い、落札者が納付した入札保証金については、猪苗代町に帰属するものとする。

#### 第13 売買契約の締結等

- 1 売買契約の締結等は、売払いの決定通知を受けた日から14日以内に行わう。なお、この期限までに売買契約を締結されない場合は、落札は無効となる。
- 2 落札者は、売払物件の所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡できない。
- 3 落札者が契約締結の日から起算して30日以内に売払代金を完納しない場合は、契約保証金は猪苗代町に帰属するものとする。
- 4 次に掲げる場合には、地方自治法施行令第167条の2に基づき随意契約することができるものとする。
  - (1) 一般競争入札の結果、入札者がいないとき
  - (2) 落札者が売買契約を締結しないとき

#### 第14 売払代金の納付等

売買契約締結後、契約締結の日から起算して30日以内に売払代金から契約保証金を除く額（契約保証金は売払代金へ充当します。）を納付すること。なお、売払代金の支払いが行われなかった場合、契約保証金は猪苗代町に帰属することとする。

#### 第15 入札特約条項

売払物件の売買契約について、以下の条件が付されます。

- 1 用途制限
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途
  - (3) その他、町長が不相当と認める用途

#### 第16 所有権の移転等

- 1 売払代金が完納されたときに所有権の移転があったものとする。売払物件は、現況有姿のまま引き渡すこととする。
- 2 物件の引渡しにあたり新たな境界明示、境界立会い、測量及び地積更正登記を実施しない。
- 3 所有権移転登記は、猪苗代町が行うものとする。
- 3 売払物件に係る土地利用に関し、隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、すべて落札者において行うこと。

#### 第17 契約に必要な費用

売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、売買契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。

#### 第18 共同入札について

一つの財産を複数の者で共同所有する目的で入札する場合の手続は下記のとおりです。

- 1 必要書類の提出
  - (1) 入札参加申請書（共同入札者全員の記名押印）
  - (2) 住民票抄本 ※1
  - (3) 誓約書 ※1
  - (4) 委任状（代表者以外の全員から代表者に対する委任状）
  - (5) 印鑑登録証明書及びその写し ※1
  - (6) 市区町村発行の納税証明書又はその写し（直近1年分） ※1
  - (7) 共有合意書

※1 共同入札者全員分の書類を提出すること

- 2 売払代金等の納付

売払代金、入札保証金及び契約保証金の納付等については、代表者が共同入札者を代表して行うこと。

#### 第19 その他

この公告書に定めのない事項は、すべて地方自治法、猪苗代町財務規則等に定めるところによって処理する。